

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火, 金曜日発行)

年八月一日から施行する。

宮城県知事  
村井嘉浩

目次

告示

一  
二

- 昭和四十五年宮城県告示第八百十三号（鳥獣保護区の設定）の一部改正
  - 飼料試験結果の公表
  - 平成二十一年宮城県告示第七百九号（県営土地改良事業換地計画の縦覧）

## ○保安林の指定の解除の予定

## ○海岸保全区域の指定

## ○都市計画決定の図書の写しの縦覧（二件）

の土地改良及び設置の就任及び課題の課題

公 告

## ○平成十九年度情報公開条例の施行状況

雜報

## ○仙台市職員共済組合平成十九年度決算の要旨の公表

告  
示

○宮城県告示 第七百三十五号

平成二十年七月十一日

## 化女沼鳥獣保護区の項第一号を次のように改める。

大崎市古川小野地内、国道四号と市道旧国道線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し、市道上蝦沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道小高新区二号線に接続し、同市道を

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十年五月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

宮城縣知事  
村井嘉浩

栄養成分に関する検査  
平成20年5月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 ( 輸入 年 月 )	試験結果の概要										その他 の検査	違反の内容
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リ ン %	粗纖維 %	粗灰分 %	揮發性 塙基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシ ン消化 率 %	T D N %	M E kcal/ kg	
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	ヤングスター	H20.5	17.1	3.1	1.07	0.64	7.1	6.2	-	-	-	-	-	無
あんざん			H20.5	19.6	2.6	0.98	0.47	6.7	6.0	-	-	-	-	-	無
協同飼料株式会社 石巻市	同左	協同飼料プロフイック トAS	H20.5	22.9	6.6	1.12	0.75	3.9	6.3	-	-	-	-	-	無
株式会社オールイン ワシントン日本工場 石巻市		協同飼料ママ8フレ ンド	H20.5	19.8	4.8	0.92	0.59	2.9	5.2	-	-	-	-	-	無
オールインワン子牛 育成	同左	オールインワン子牛	H20.5	16.5	2.8	0.86	0.62	8.0	6.3	-	-	-	-	-	無
オールインワン前期			H20.5	15.9	2.7	0.95	0.66	8.2	6.8	-	-	-	-	-	無
北日本くみあい飼料 株式会社 石巻市	同左	くみあい配合飼料仙 台BEEF	H20.5	14.1	2.9	0.26	0.61	6.4	4.2	-	-	-	-	-	無
くみあい配合飼料た まご工房		くみあい配合飼料た まご工房	H20.5	19.8	5.6	4.74	0.68	3.5	14.7	-	-	-	-	-	無
日本配合飼料株式会 社塙金工場 塙金市	同左	日配肉用牛肥育用配 合飼料スマート黒ベ ジ後期	H20.5	13.7	2.6	0.39	0.59	4.7	4.0	-	-	-	-	-	無
日配肉用牛肥育用配 合飼料ハイブレーフ Sほたん			H20.5	13.0	2.6	0.87	0.52	3.0	4.6	-	-	-	-	-	無
仙台飼料株式会社	同左	ノーサン印成飼料育 用配合飼料Sヘル シー17	H20.5	17.1	4.9	3.92	0.55	3.6	11.3	-	-	-	-	-	無
ノーサン印種豚飼育 用配合飼料Sヘル シー7			H20.5	15.8	3.6	1.22	0.80	4.6	5.7	-	-	-	-	-	無

(3) 平成20年7月11日 金曜日

本間弘有限公司	大事株式会社仙南力イハツ商 迪義社	木村組有限公司兼富木 富男	株式会社サカモ ト沼 豊彦	高橋株式会社三城 清治	木山 春喜	橋本良忠
多賀城市新田字西四	一丁目九・十二 一丁目九・十一 一丁目九・十 百第一般 九一・十 一万十八 号千三	柴田郡柴田町船岡中央 東松島市矢本字館下二 十四	一丁目九・十二 一丁目九・十一 一丁目九・十 百第一般 四一・万九 千九	一丁目九・十二 一丁目九・十一 一丁目九・十 百第一般 七二・十 一万十九 号千六	一丁目九・十二 一丁目九・十一 一丁目九・十 百第一般 八一・万特 三・千三	一丁目九・十二 一丁目九・十一 一丁目九・十 百第一般 十一・一万特 千・六十九
一全 ブタ石と左大建般部 ロッル・工事 ク・れんが・工事 業	一一 建般部 建築設業 事業	一一 土石工事 水道施設工事 事業	一一 防塗板鐵石と左定部 具水装ラ筋工事 事事工事事業 業業業業	一一 大鋼管屋根工事 造工事事業 設事上物事業 工業事業	一一 土建工事 建木工事 工事事業 工業事業	一一 鋼管工事 建木工事 工事事業 工業事業
平成 二十年 六月五日	平成 二十年 六月五日	平成 二十年 六月十 一日	平成 二十年 六月十一 日	平成 二十年 六月十二 日	平成 二十年 六月十四 日	平成 二十年 六月四日
						平成 二十年 六月六日
						平成 二十年 六月十 一日

ジヤバ スティム スバルシ 平山雄一 有限公司 櫻井洋一	石巻市開成一・三十八 丁目二・一牛綱字駅前一	百第一般 八一・万五 六千九	一一 大部 建設業 内ブタ石と 工事 工事 業
百第一般 八一・万五 六千九	一一 大部 建設業 内ブタ石と 工事 工事 業	一一 大部 建設業 内ブタ石と 工事 工事 業	一一 大部 建設業 内ブタ石と 工事 工事 業
百第一般 八一・万五 六千九	一一 大部 建設業 内ブタ石と 工事 工事 業	一一 大部 建設業 内ブタ石と 工事 工事 業	一一 大部 建設業 内ブタ石と 工事 工事 業
平成 二十年 六月三日	平成 二十年 六月九日	平成 二十年 六月九日	平成 二十年 六月九日

三 許可取消しの原因  
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定する海岸の名称  
○宮城県告示第七百四十号  
海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

## 二 指定する区域

### 1 区域の表示

基点一から基点六まで順次に結んだ線、基点六と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点四まで順次に結んだ線、補助点四と基点七を結んだ線及び基点七と基点一を結んだ線により囲まれた区域

### 2 基準点、基点及び補助点の表示

- 基準点 気仙沼市唐桑町字崎浜九十八番一地内の点（北緯三八度五一分四五秒三五〇七七、東經一四一度三九分五九秒五九一八五）
- 基点一 基点一から三三六度三一分五九秒一四・八五メートルの地点
- 基点二 基点一から一九〇度〇九分〇三秒二五・五八メートルの地点
- 基点三 基点一から三三〇度五一分四九秒二三・九〇メートルの地点

## 宮城県公報

基点四 基点三から一八九度一〇分二九秒三五・五七メートルの地点  
 基点五 基点四から一四八度四六分四八秒一三・〇九メートルの地点  
 基点六 基点五から一六九度五三分一六秒一九・四三メートルの地点  
 基点七 基点一から一四〇度〇三分三五秒一六・九一メートルの地点  
 補助点一 基点六から一六九度五三分一六秒一・六一メートルの地点  
 補助点二 補助点一から一六九度三一分一六秒一一・七七メートルの地点  
 補助点三 補助点二から一〇度〇八分一秒一七・四三メートルの地点  
 補助点四 補助点三から一四二度一三分一〇秒三一・七〇メートルの地点

○宮城県告示第七百四十一号  
 仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称  
 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画  
 2 名称 卸町地区計画

二 縦覧場所  
 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十二号  
 仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称  
 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画  
 2 名称 卸町地区計画

二 縦覧場所  
 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十五号  
 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類  
 仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所  
 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十六号  
 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第七百四十二号  
 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類  
 仙塩広域都市計画特別用途地区  
 二 縦覧場所  
 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十四号  
 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

第1974号 平成20年7月11日 金曜日 宮城県公報

- 富城県告示第七百四十七号  
仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。  
平成二十年七月十一日
- 一 都市計画の種類及び名称  
仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域
- 二 縦覧場所  
富城県庁（土木部都市計画課）
- 宮城県告示第七百四十八号  
仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。  
平成二十年七月十一日
- 一 都市計画の種類及び名称  
1 種類 仙塩広域都市計画地区計画  
2 名称 あすと長町南部地区計画
- 二 縦覧場所  
富城県庁（土木部都市計画課）
- 宮城県告示第七百四十九号  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百四十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。
- 平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 都市計画の種類及び名称  
仙塩広域都市計画地区計画  
二 縦覧場所  
富城県庁（土木部都市計画課）
- 宮城県告示第七百五十分  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、白石市土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届け出があった。  
平成二十年七月十一日
- 一 就任した者  
就任年月日 氏名 住 所 長 土井 敏  
平成二十年七月一日 佐竹芳 白石市大鷹沢三沢字五丁目一六四番地  
平成二十年七月一日 佐々木正幸 白石市福岡長袋字河原沢二番地  
理事 理事 役職名

事務所の所在地	設立認可の年月日	平成十五年三月五日
石巻市蛇田字新金沼四百一番地	(変更前) 第五条第一項 石巻市蛇田字新大坪二百五番地 (変更後) 第五条第一項 石巻市蛇田字新金沼四百一番地	
過急金及び督促手数料	(変更前) 第八条第一項 郵便法第二十一条第二項 (変更後) 第八条第一項 郵便法第二十条第一項	
保留地	(追加) 第九条第五項 理事は、保留地となるべき土地のうち特に地区的利用増進に寄与する と認められる土地に限り、保留地処分規程にかかわらず総代会の同意を得てその処分 をすることができる。 (変更前) 第八十三条第一項 郵便法第二十一条第二項 (変更後) 第八十三条第一項 郵便法第二十条第一項	

公告

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」といつ。）第三十七條の規定により、平成十九年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

1 行政文書の開示請求の件数及び処理状況  
条例第4条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）の件数及び処理状況は、次のとおりである。

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

受付 件数	処理状況						
	開示	部分開示	非開示	存否応答	文書不存査	その他	処理中
556	301	156	7	2	25	65	0

2 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況  
実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区 分	受 付 件 数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非開 示	存否応 答拒否	文 書 不 存 在	その 他
知 事	401	248	85	7	1	10	50
公 営 企 業 管 理 者	2	0	2	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	10	0	6	0	0	3	1
教 育 委 員 会	27	4	15	0	0	4	4
選 举 管 理 委 員 会	68	41	26	0	0	0	1
人 事 委 員 会	2	0	1	0	0	0	1
監 察 委 員	2	0	2	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	40	6	18	0	1	7	8
労 働 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
住 宅 供 給 公 社	2	1	0	0	0	1	0
道 路 公 社	1	1	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 不服申立ての状況

条例第6条第1項の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

不服申立ての年月日	件 数	処 理 状 況					
		前 年 度 か ら の 継 続 分	今 年 度 の 不 服 申 立 て	計	却 下	棄 却	取 下 げ
異 議 申 立 て	審 查 請 求	審 查 請 求	却 下	棄 却	認 容	認 容	審 理 中
平成17年2月7日	平成12年度分の少年課及び交通安全指導課の報賞費割合文書の部分開示決定に対する審査請求	○○高校管理職から提出された文書等の不存在決定に対する異議申立て	却下	棄却	認容	認容	3
平成17年8月7日	平成10~12年度分の○○町住民・団体から出された意見、苦情等の部分開示決定に対する異議申立て	○○高校管理職から提出された文書等の不存在決定に対する異議申立て	却下	棄却	認容	認容	1
平成17年9月4日	平成17年9月4日	○○高校管理職から提出された文書等の不存在決定に対する異議申立て	却下	棄却	認容	認容	0
平成17年8月22日	平成17年8月22日	懲戒処分が誤つていた場合の職員が受けた罰則等が記録された文書の不存在決定に対する異議申立て	却下	棄却	認容	認容	0
平成17年9月22日	平成17年9月22日	県教育長への事情聴取記録の不存在決定に対する異議申立て	却下	棄却	認容	認容	0

## 都 城 県 公 議 会

処理状況						
受付件数	開示	部分開示	非開示	存否応否 答拒否	文書 不存在	その他
51	26	16	1	1	4	3 0
平成17年10月18日	特定の脅迫及び供述調書の存否を明らかにしない決定に対する審査請求	棄却				
平成17年8月30日	処分等の根拠等に関する行政文書の不存在決定に対する異議申立て	棄却				
平成17年8月30日	特定の事件に関する所見及び調査記録等の存否を明らかにしない決定に対する異議申立て	棄却				
平成17年9月15日	特定の事件に関する所見及び調査記録等の存否を明らかにしない決定に対する異議申立て	棄却				
平成17年9月15日	特定の事件及び懲戒処分等に関する行政文書の不存在決定に対する異議申立て	棄却				
平成18年3月1日	教育職員の懲戒免職に関する处分書等の部分開示決定に対する異議申立て	棄却				
平成18年7月18日	介護支援専門員実務研修受講試験に関する調査結果の部分開示に対する異議申立て	審理中				
平成18年5月15日	新しい教員人事検討会議文書全て(特に協力委員が入った会議文書 平成13、14、15)の部分開示決定に対する異議申立て	棄却				
平成19年1月17日	平成12年度分の「鑑識課、鉄道警察隊及び生活保安課の犯罪捜査協力報償費開帳係文書」の部分開示決定に対する審査請求	審理中				
平成19年12月27日	市町村振興総合補助金関係文書の部分開示決定に対する異議申立て	審理中				
平成20年1月25日	PFI導入可能性調査結果関係文書の部分開示決定に対する異議申立て	審理中				

□ 審査会に諮問されなかつたもの(取下げされたものを除く。)

なし

○個人情報保護法(平成二年四月一日施行「個人情報の保護に関する法律」)施行十一年の要領による  
平成十九年七月一日より本部の機関の機関規則による  
平成二十一年四月一日

個人情報保護室

監査課

労働委員会

警察本部長

監査委員

公用委員会

警察委員会

收用委員会

海区漁業調整委員会

内水面漁場管理委員会

区 分	件 数	処理状況					
実施機関名		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応否 答拒否	文書 不存在	その他
知事	23	11	9	1	0	2	0
公営企業管理者	1	1	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	14	13	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	12	0	7	0	1	1	3
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
公用委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察委員会	0	0	0	0	0	0	0
收用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

- 3 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況  
実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は次のとおりである。

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,034件  
2 個人情報の開示請求の件数及び処理状況  
条例第16条第1項による個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)の件数及び処理状況  
は、次のとおりである。

合	計	51	26	16	1	1	4	3
---	---	----	----	----	---	---	---	---

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

## 開示請求の決定に対する不服申立ての状況

条例第16条第1項の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

処理状況						
	前年度からの継続分	今年度の不服申立て			計	
		決定(裁決)	却下	棄却	一部認容	認容
異議申立て	35	0	35	0	12	2
審査請求	1	0	1	0	0	0
計	36	0	36	0	12	2
					0	19

異議申立てについて、事案の併合があつたため、合計件数と処理件数の数は合致しない。

(2) 件名及び処理状況

不服申立て年月日	件名	処理状況
平成17年 7月16日	職員会議録に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	認容
平成17年 7月16日	○○高校教頭が作成し、校長や県教委に提出した文書に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	認容
平成17年12月26日	1. 平成〇〇年度の〇〇研修員の請求者の研修状況の評価に 開わる文書 2. 判定会の判定に開わる文書 3. 研修状況の努力や姿勢が記録され・指導評価に使う文 書以上の文書に記載されている個人情報の部分開示決定 に対する異議申立て	認容
平成18年 4月14日	長期特別研修報告書に記載されている個人情報の部分開示 決定に対する異議申立て	一部 認容

異議申立てについて、事案の併合があつたため、合計件数と処理件数の数は合致しない。

二〇〇四年九月

平成18年5月8日	○○校長、○○教委、県教委が○○研修に送る以前に事実確認を行った証拠に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月8日	○○校長の意見書にある虚偽の申出による病休の証拠に記載された書がある個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	弁護士記録と監査校長承認の違いが分かる書類等に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	診断書期限が切れている場合に虚偽理由であるとして○○診断書等に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	病休承認が服務規律違反となる証拠に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	即日承認されたのに校長の了解なしに研修放棄したと認定できる証拠に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	長特研検討結果の事実認定証拠に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	○○が特定の行為を強要した記録に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月15日	○○教委あて第2期から第4期研修報告書に記載される個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年7月10日	○○事情聴取テープ文書を作成した職員氏名等に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年7月10日	平成〇〇年〇〇月〇〇日の年休が不許可となっている○○教委への文書に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年7月13日	○号文書の関係機関への送付簿に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年7月13日	長特研文書一切不適切事実調査文書に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年9月2日	○○町からの○○内申書の理由と非違事实を書いた文書(添付されたもの)に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中
平成18年12月18日	平成〇〇年〇〇月〇〇日頃に発生した事故処理に関する物件登記に記載されている個人情報の部分開示決定等に対する審査請求	審理中
平成19年1月8日	請求者の長期特別研修状況報告書(1期~4期の前期分)に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て	審理中

平成19年1月8日 請求者の長期特別研修状況報告書(1期~4期の前期分)に記載されている個人情報の不存在決定に対する異議申立て

□ 審査会に諮問されなかったもの(取下げされたものを除く。)なし

5 □頭による開示請求の件数 46,529件

6 訂正請求の件数及びその処理状況 0件

7 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 1件 葉却

8 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 なし

9 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 なし

○御迷惑な旨を認識せぬ限り問題ないが、次のとくお詫びの意願があつた。  
叶ばむ十世十四十一口

御迷惑な旨を認識せぬ限り問題ないが、叶ばむ十世十四十一口

御迷惑な旨を認識せぬ限り問題ないが、叶ばむ十世十四十一口

## 宮城県市町村職員共済組合平成19年度決算の要旨

## 1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
12	22	1	19	54

## 2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別		一 般	市町村長	特定消防	船員一般	任意継続	合 計
組合員数(人)		17,646	35	1,763	12	521	19,977
給料月額(千円)	長期	5,693,652	21,454	537,992	4,319		6,257,417
	短期	5,717,137	27,132	537,992	4,319	161,276	6,447,856
1人当たり 給料月額(円)	長期	322,660	612,969	305,157	359,892		321,619
	短期	323,991	775,211	305,157	359,892	309,551	322,764

## 3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人 員	20	3	4	3	1	1	32

## 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	短 期	長 期	預託金管理	業 务	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
( 収 入 )									
負担金	4,579,692	14,734,296		165,130	266,094				
掛金	4,685,839	8,764,460			265,955				
施設収入・商品売上						296,748			
連合会交付金				88,583	6,818			11,695	
利息及び配当金	4,029		459,223	1,113	2,738	2,449	547,970	403,656	21
その他収入	497,899			699	14,999	17	49,820		31,766
他経理から繰入金				29,226		150,000			
前年度繰越支払準備金	856,818								
計	10,624,277	23,498,756	459,223	284,751	556,604	449,214	597,790	415,351	31,787
( 支 出 )									
給付金	5,632,013								
負担金払込金		14,734,296							
掛金払込金		8,764,460							
役職員給与				130,240	24,012	59,956	45,003	7,072	4,591
旅費・事務費				12,657	6,619	1,979	3,749	4,164	1,075
商品仕入						11,266			
飲食材料費						68,199			
委託費				11,123	6,156	4,645	310		
支払利息		459,223					382,112	350,093	19,592
連合会払込金	163,422							45,575	
連合会拠出金	450,117								
老人保健拠出金	1,416,182								
退職者給付拠出金	1,770,313								
介護納付金	736,706								
他経理へ繰入金	29,226				150,000				
その他支出	10,368			108,528	361,567	281,952	8,751	13,692	5,548
次年度繰越支払準備金	880,550								
計	11,088,897	23,498,756	459,223	262,548	548,354	427,997	439,925	420,596	30,806
差引当期利益金	464,620			22,203	8,250	21,217	157,865	5,245	981
年度末支払準備金	880,550								
年度末資本剰余金				40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	609,425			311,494	840,359	4,929	1,117,412	531,477	146,788

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があつた。

平成二十年七月十一日

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成十九年度決算の要旨を公告する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

仙台市職員共済組合理事長 笠原周二

## 仙台市職員共済組合平成19年度決算の要旨

## 1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

## 2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般	市町村長	特定消防	任意継続	合 計
組合員数(人)	8,705	1	960	134	9,800
給料月額(千円)	長期	3,115,864	620	321,256	3,437,740
	短期	3,128,405	1,210	321,256	3,493,396
1人当たり 給料月額(円)	長期	357,940	620,000	334,642	355,653
	短期	359,380	1,210,000	334,642	356,469

## 3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	貸付	合計
人 員	5	1	6

## 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
(収入)							
負担金	2,596,909	8,152,812		20,573	80,220		
掛金	2,629,125	4,878,681			80,157		
施設収入・商品売上					12		
基礎年金交付金							
利息及び配当金	6,580		215,659	381	821	103,966	218,821
その他収入	274,845			49,108	3,954		12,472
他経理からの繰入金				9,165	15,867		
前年度繰越支払準備金	436,378						
計	5,943,837	13,031,493	215,659	79,227	181,031	103,966	231,293
(支出)							
給付金	2,823,864						
役職員給与				39,455	881	1,571	7,378
旅費・事務費				7,540	675	749	1,045
商品仕入							
飲食材料費							
委託費				9,845	740	183	147
支払利息			215,659			88,705	180,064
連合会払込金	89,870	13,031,493					24,799
連合会拠出金	248,021						
老人保健拠出金	942,014						
退職者給付拠出金	967,799						
介護納付金	431,856						
基礎年金拠出金負担金							
他経理へ繰入金	9,165						
その他支出	1,113			28,989	139,463	735	13,407
次年度繰越支払準備金	442,127						
計	5,955,829	13,031,493	215,659	85,829	141,759	91,943	226,840
差引当期利益金	11,992			6,602	39,272	12,023	4,453
年度末支払準備金	442,127						
年度末資本剰余金					1,663		
年度末利益剰余金	913,886			37,811	155,649	202,818	1,099,324